

鳥獣保護管理政策の現状と 行政上の諸対策について

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2026年7月8日 農作物鳥獣被害防止対策研修

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日～翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集している場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

- ・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定（全部改正）

現行法の骨格が完成

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和38年 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（改称）

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

（※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管）

平成11年 鳥獣保護法の改正

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設

平成14年 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の制定（ひらがな化）

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

平成18年 鳥獣保護法の改正

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施

※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

- ・市町村への捕獲許可権限の委譲

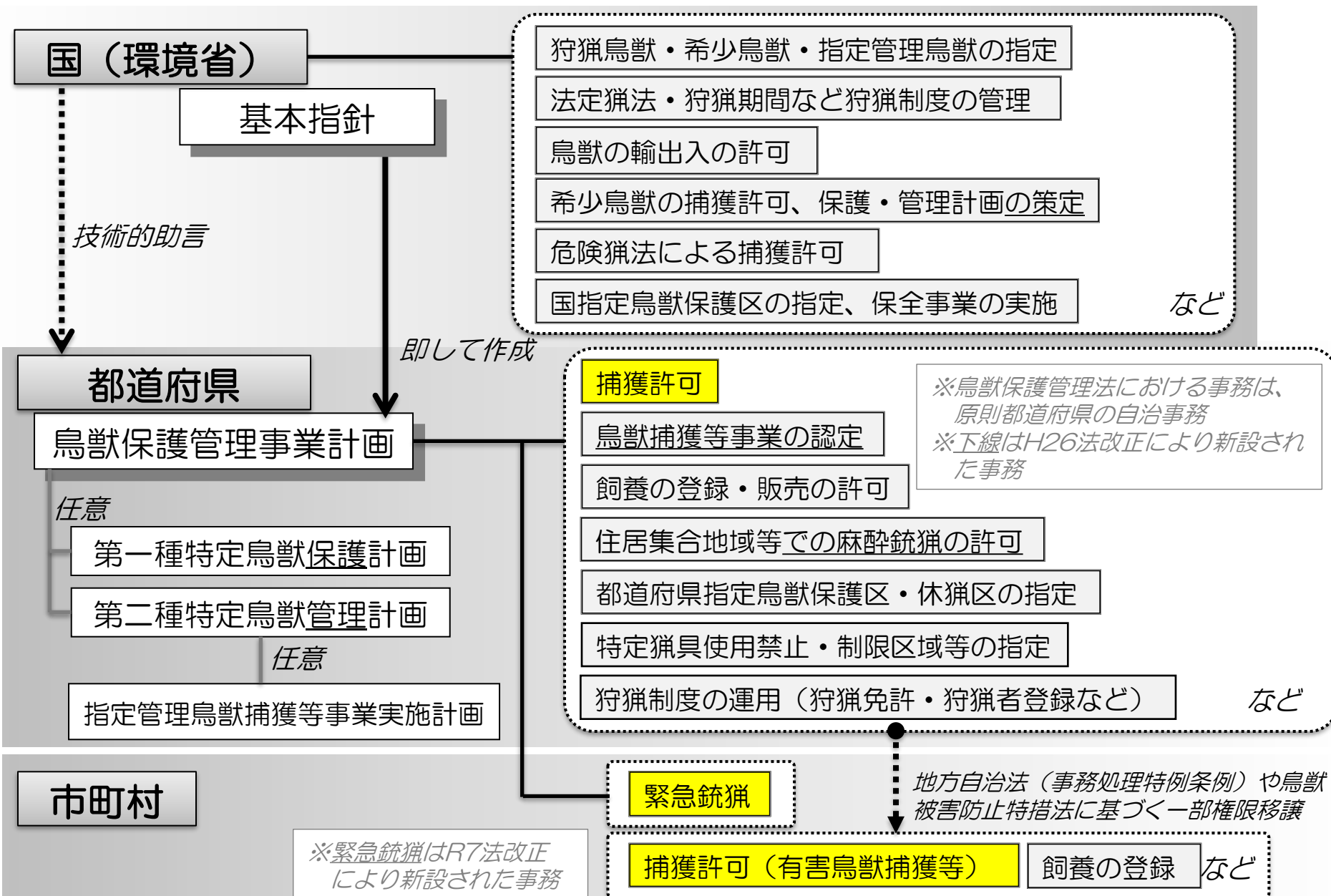
平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等事業の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

令和7年 鳥獣保護管理法の改正

- ・緊急銃猟

鳥獣保護管理法の施策体系



基本指針の概要

- 鳥獣保護管理法第3条に基づき、環境大臣は、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下、基本指針という。）」を定めるものとされている。
- 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 都道府県知事は基本指針に即して、各都道府県の鳥獣保護管理事業計画を定める。
- 現行の鳥獣保護管理事業計画の計画期間は令和4年4月1日～令和9年3月31日まで。

【基本指針に記載する事項】

I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項

- 鳥獣保護管理事業の基本的な考え方を記載

- 全国的な鳥獣保護管理事業の課題
- 実施体制と関係者の役割分担の考え方
- 鳥獣種の指定の考え方
- 人材育成 等

II 希少鳥獣の保護に関する事項

- 国が定める希少鳥獣保護計画及び特定希少鳥獣管理計画について定める事項について記載

- 希少鳥獣の保護管理計画の作成に必要な事項

III 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

- 都道府県が策定する鳥獣保護管理事業計画に書くべき個別制度の運用等に関する指針

- 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
- 捕獲許可基準
- 鳥獣保護区等の区域指定
- 生息状況等の調査
- 事業の実施体制 等

IV 指定管理鳥獣の管理に関する事項

- 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する事、夜間銃猟の実施に関する事を記載

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成・事業実施・評価に関する事項
- 夜間銃猟の作業計画

鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲等を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止（法第8条）。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟) 法第11条	許可捕獲 法第9条			指定管理鳥獣 捕獲等事業 法第14条の2	緊急銃猟 法第34条の2
		学術研究、鳥獣の保護、その他	鳥獣の管理 (有害捕獲)	鳥獣の管理 (個体数調整)		
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	農林業被害等の防止	生息数または生息範囲の抑制		人の生命又は身体に対する危害の防止
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種 特定鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ・クマ類)	危険鳥獣 (イノシシ、クマ類)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)				銃器
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間	危害防止の措置を緊急に講ずる必要があるとき
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域			事業実施区域	人の日常生活圏
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関	市町村長
捕獲実施者		許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等	市町村の職員又は市町村長から委託を受けた者
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得			事業の受託	市町村長からの指示又は委託

狩 猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用する猟法	空気銃を使用する猟法	わなを使用する猟法	網を使用する猟法
散弾、単体弾や花火弾等を発射する近射用の銃器、単体弾を回転させて直進的に発射する遠射用のライフル銃	空気銃（コルクを発射するものを除く。）	くくりわな、はこわな、はこおとし及び囲いわな	むそう網、はり網、つき網及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者	16,500円（11,000円）
網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円（5,500円）
第2種銃猟免許の登録者	5,500円

※（ ）内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者（農林水産業従事者を除く）以外の者。
※放鳥獣猟区にのみ係る登録者の場合、それぞれ1／4に軽減。
※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1／2に軽減（H27年度～）
※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税（H27年度～）。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免状が交付される。（試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの）免許は全国で有効。

免許の有効期間

3年（ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して3年を経過した日の属する年の9月14日まで）

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。
3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。（適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査）

各種手数料

狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免状再交付	1,000円
狩猟者登録（再交付）	1,800円（1000円）

狩猟期間

北海道以外：11月15日～2月15日
北海道：10月1日～1月31日
（第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある）

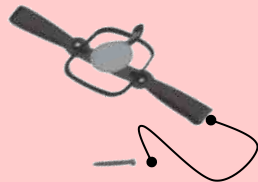
猟法の制限

禁止猟法（法第12条第1項第3号）

鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法

狩猟で禁止されている猟法（許可捕獲では可能）

- はり網の使用（コウサギ、ノウサギ 除く）
- 口径が10番以上の銃器の使用
- 飛行機、自動車、モーターボート(5ノット以上)からの銃器の使用
- 3発以上の実包を充填できる散弾銃の使用
- ライフル銃（ハーフレライフル銃除く）の使用
(クマ、シカ、イノシシは口径が5.9ミリ以下のライフル銃に限る)
- 空気散弾銃の使用
- 同時に31個以上のわなの使用
- 鳥類、クマ捕獲のわなの使用
- イノシシ、ニホンジカ捕獲のためのおし、とらばさみ、くくりわな（輪の直径が12cmを超えるもの、締付防止金具、よりもどしの未装着、ワイヤーの径は4ミリ未満に限る）の使用
- クマ類、イノシシ、ニホンジカ以外の上記くくりわな、おし・とらばさみ
- つりばり、とりもちの使用
- 矢の使用
- 犬にかみつかせる捕獲
- キジ笛の使用
- ヤマドリ、キジの捕獲にテープレコーダー等の使用



危険な猟法（法第36条）

人の身体、生命への危害の恐れのある猟法

危険猟法の禁止

- 爆発物、劇薬、毒薬の使用
- 据銃の使用
- 陷穽（おとしあな）、その他の人の生命、人体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわな

とらばさみで「開いた状態の内径が12cm以上のもの」「鋸歯を有するもの」も該当

禁止事項（法第38条）

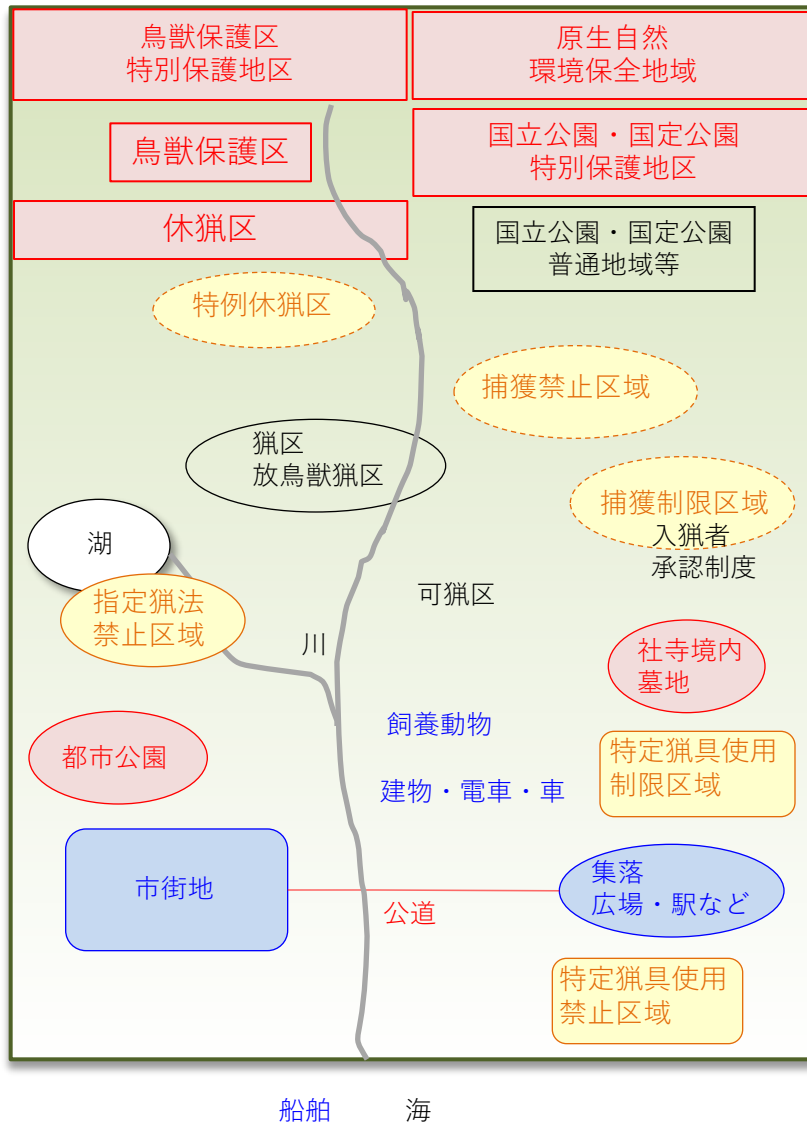
銃猟の制限

- 日出前、日没後の銃器の使用
- 住居が集合している地域、駅など多数の者が集合する場所※
※ただし第38条の2の許可を得て麻酔銃猟をする場合は除外（原則ニホンザルに対してのみ）
- 弾丸がとどく恐れのある人、飼養動物、建物、電車、自動車等の乗物

※ただし第34条の2の緊急銃猟をする場合は除外

狩猟可能な区域

狩猟可能な区域：下記の区域以外の区域



狩猟が禁止されている区域

原生自然環境保全地域（自然環境保全法）

国立公園・国定公園特別保護地区（自然公園法）規則第8条

鳥獣保護区（特別保護地区含む）第28条

休猟区 第34条

都市公園（都市計画法）規則第8条

社寺境内・墓地・公道 規則第8条

銃による捕獲が禁止されている区域・対象（第38条）

住居集合地域等（市街地や集落）

広場・駅など

建物・電車・車・船舶・飼養動物に向かっての銃猟など

特定の条件下で狩猟が禁止・制限されている区域

特定猟具使用禁止区域（銃猟、くくりわななど）第35条

特定猟具使用制限区域（銃猟、くくりわななど）第35条

指定猟法禁止区域（鉛弾など）第15条

特例休猟区（第二種特定鳥獣のみ）第14条

捕獲禁止区域（特定の種・期間・猟法）第12条

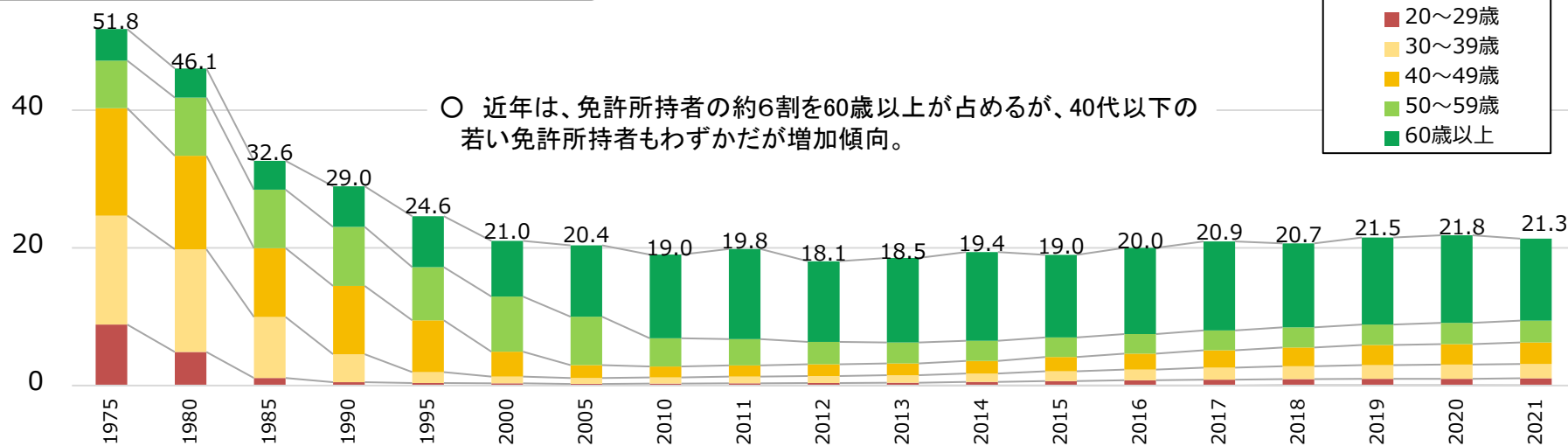
捕獲制限区域（特定の種・期間・猟法）第12条

（注）狩猟が禁止されている区域であっても、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業は可能

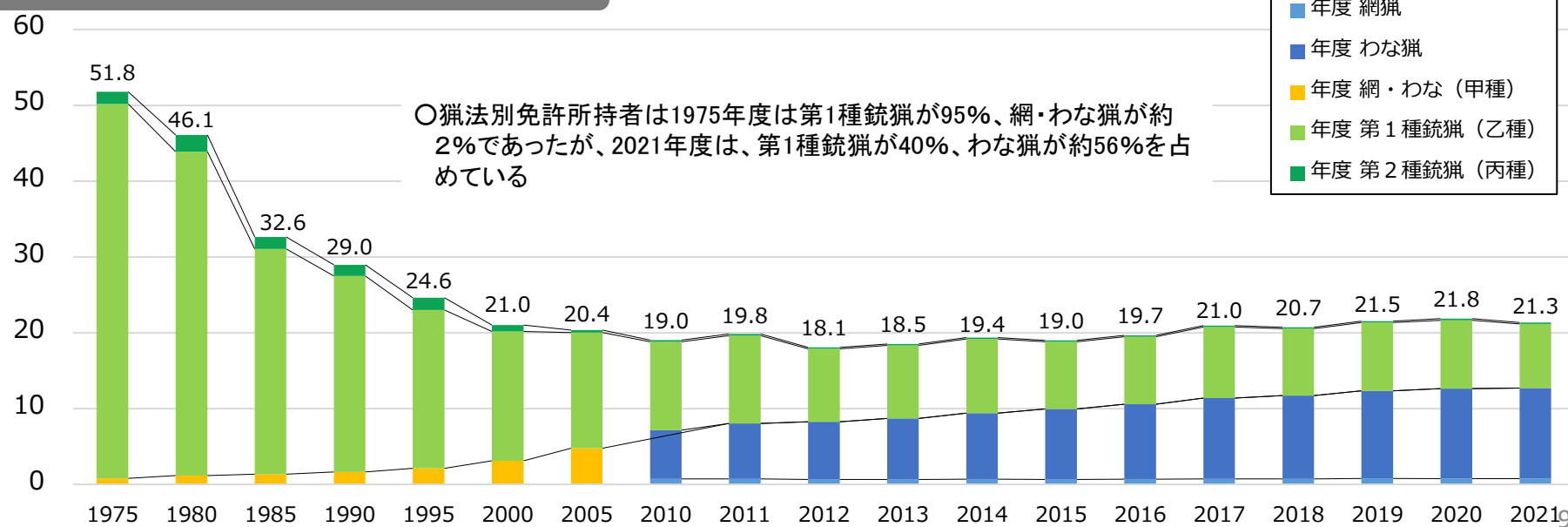
狩猟免許所持者数

(出典：鳥獣関係統計より作成)

全国の年齢別狩猟免許所持者数



全国の猟法別狩猟免許所持者数



改正の必要性

- ニホンジカ、イノシシ等による自然生態系への影響及び農林水産業被害が深刻化
- 狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少

鳥獣の捕獲等の一層の促進と捕獲等の担い手育成が必要

改正内容

1. 題名、目的等の改正

その数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害に対処するための措置を法に位置付けるため、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、法目的に鳥獣の管理を加える（第1条）。これに伴い、鳥獣の「保護」及び「管理」の定義を規定する（第2条）。

【定義】

生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、
鳥獣の保護：その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持すること
鳥獣の管理：その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること

2. 施策体系の整理

都道府県知事が鳥獣全般を対象として策定する「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改める（第4条）。また、特に保護すべき鳥獣のための計画と、特に管理すべき鳥獣のための計画を以下のとおり位置づける（第7条及び第7条の2）。

都道府県知事策定	第一種特定鳥獣保護計画	その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画
	第二種特定鳥獣管理計画	その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

※希少鳥獣については、環境大臣が計画を策定

3. 指定管理鳥獣捕獲等事業の創設

集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣（指定管理鳥獣）について、都道府県又は国が捕獲等をする事業（指定管理鳥獣捕獲等事業）を実施することができることとする。当該事業については、①捕獲等の許可を不要とする。②一定の条件下※で夜間銃猟を可能とする等の規制緩和を行う。

（第14条の2）

※ 都道府県知事又は国の機関が、4の認定鳥獣捕獲等事業者に委託して行わせ、方法や実施体制等について都道府県知事の確認等を受けた場合



夜間に撮影されたニホンジカ

4. 認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者は、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとする（第18条の2から第18条の10）。



閉鎖車道を活用し、車両で移動し捕獲・回収

5. 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可

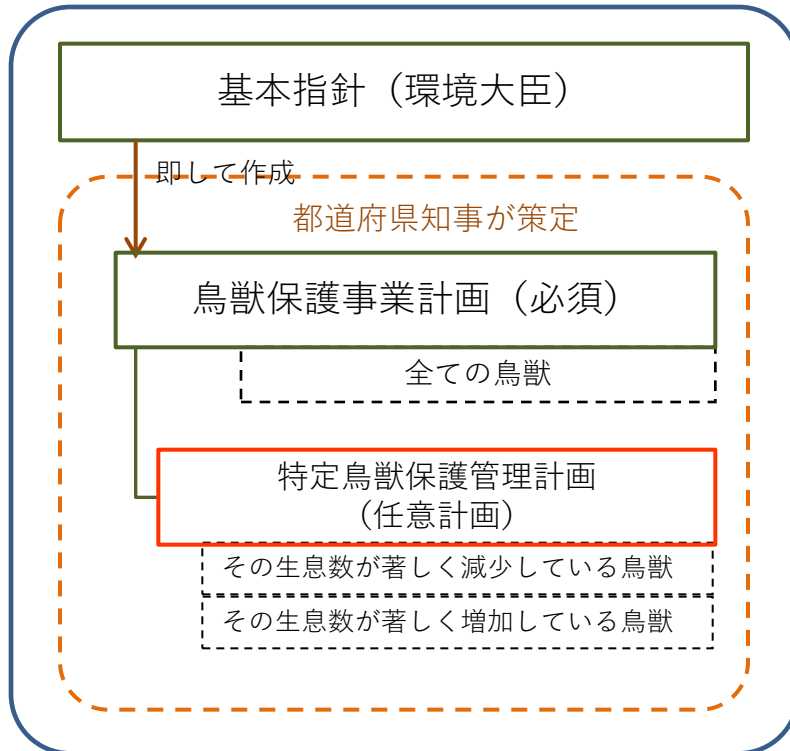
都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において麻醉銃による鳥獣の捕獲等ができることとする（第38条の2）。

6. 網猟免許及びわな猟免許の取得年齢の引き下げ（20歳以上→18歳以上）（第40条）等

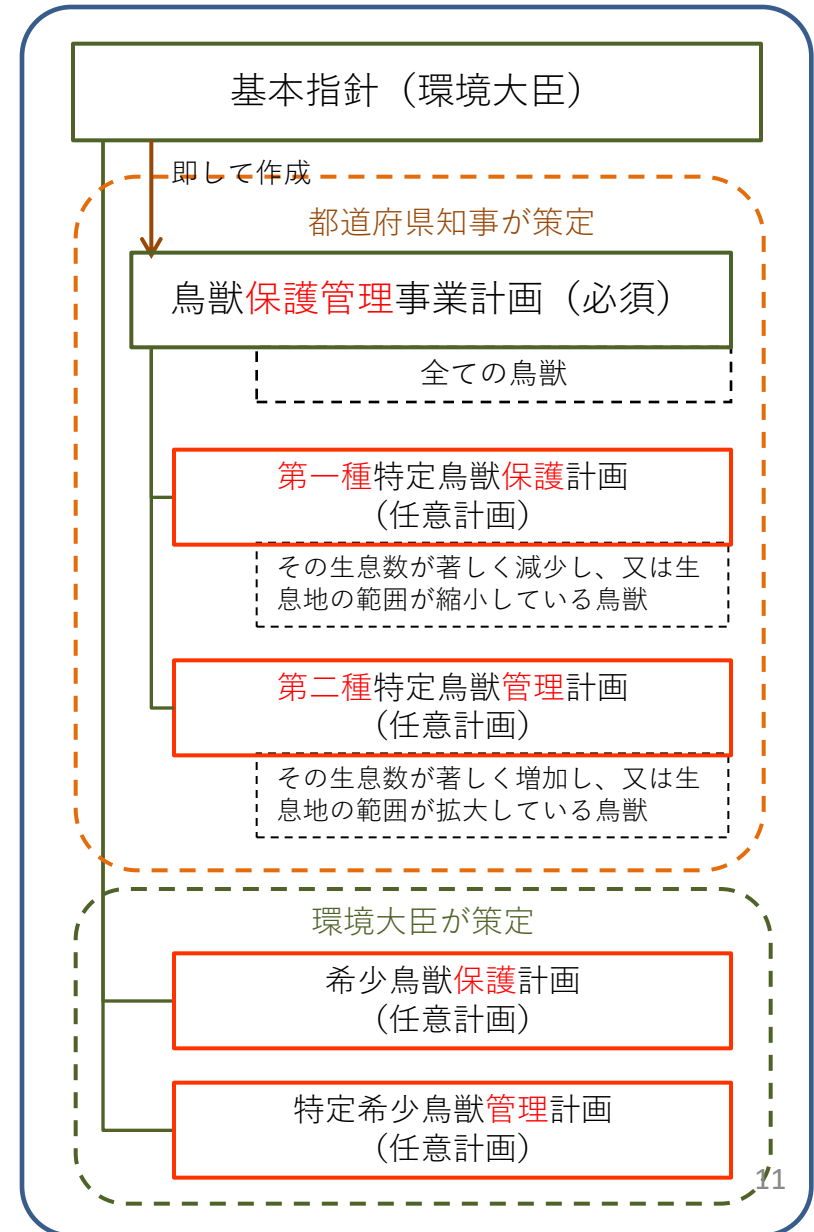
※ 平成27年5月29日（一部は公布日施行）

施策体系の整理(第3条、第4条、第7条～第7条の4)

【改正前】



【改正後】



【指定管理鳥獣捕獲等事業の流れ】

指定管理鳥獣※の指定 (環境省)

- ※ 集中的かつ広域的に管理を図る必要があるもの
- ※ ニホンジカ・イノシシ・**クマ**を指定

基本指針に「指定管理鳥獣の管理に関する事項」を記載(環境省)

第二種特定鳥獣管理計画 (都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業に関する 実施計画(都道府県)

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施 (都道府県又は国の機関)

- ※ 事業の全部又は一部について、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に対し、委託することができる。

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る特例

- **捕獲等**の禁止(法第8条)を適用しない。
- **鳥獣の放置**の禁止(法第18条)を適用しない。ただし、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合として環境省令で定める場合に該当するときに限る。
- **夜間銃猟**の禁止(法第38条第1項)を適用しない。ただし、委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者が、実施日時、実施区域、実施方法、実施体制等について、都道府県知事の確認を受けて実施するときに限る。

認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣の捕獲等をする事業
を実施する者（法人）

申請

都道府県知事

【認定の基準】

- ① 安全管理を図るための体制が基準に適合
- ② 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が基準に適合
- ③ 従事者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として基準に適合
- ④ 従事者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分
- ⑤ その他事業実施のために必要な基準に適合

※ 夜間銃猟をしない場合は②を除く。

※ 基準の詳細は環境省令で規定。

基準に適合

認定（有効期間3年）

認定鳥獣捕獲等事業者

認定の効果

<法令上の効果>

- ❑ 指定管理鳥獣捕獲等事業の夜間銃猟の実施者となる（全ての基準を満たした事業者に限る）
- ❑ 名称使用制限（認定鳥獣捕獲等事業者の一定の質の確保）
- ❑ 従事者の適性試験の免除
- ❑ 捕獲等許可の際の従事者証の発行対象（法人として許可の対象となる）
- ❑ 銃刀法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持許可の対象となる
- ❑ 鳥獣の管理に係る目的の捕獲に従事した捕獲従事者は狩猟税を免除

<その他の効果>

- ❑ 安全性・効率性の高い捕獲従事者の安定的確保
- ❑ 都道府県等が事業を委託する際の審査の効率化等

抜本的な鳥獣捕獲強化対策

○ 生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼしている野生鳥獣について、**更なる捕獲対策の強化**を図り、

① **シカ**は、**令和10年度までに**、生息頭数の**平成23年度水準からの半減**を目指す。

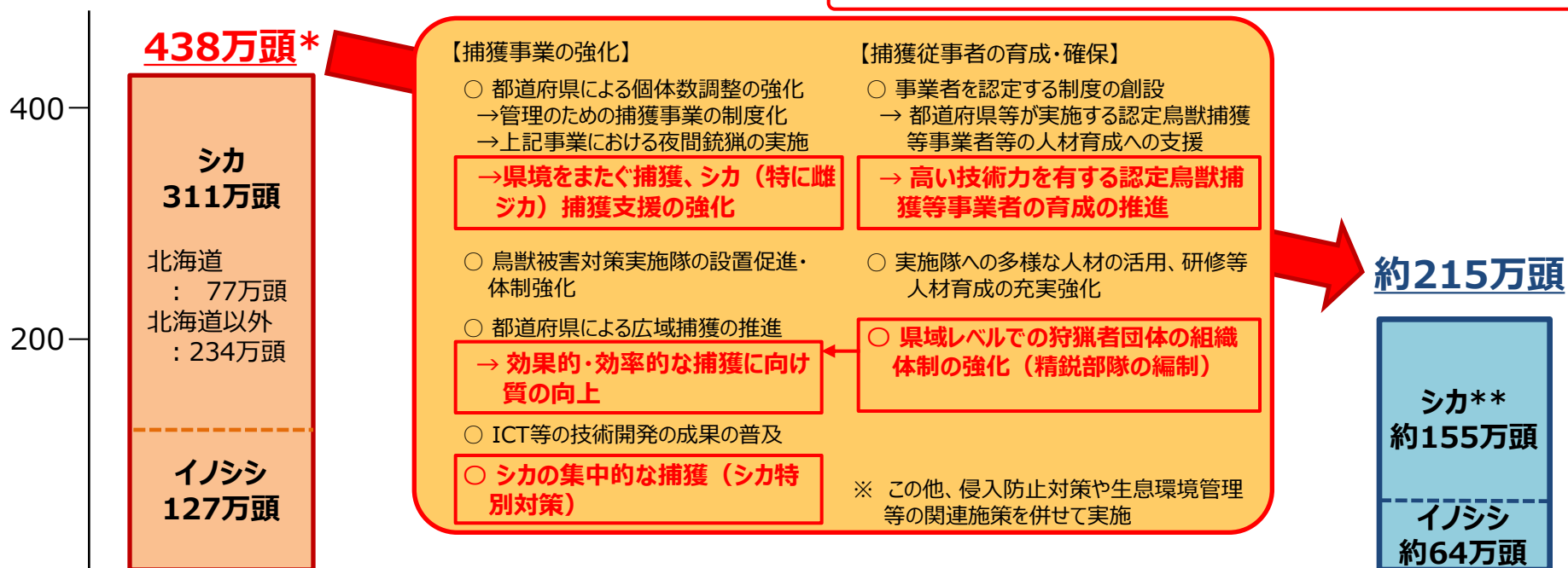
② **イノシシ**は、平成23年度水準の半減を**早期に達成**し、その後も被害軽減に向けて**捕獲圧を維持**する。

【捕獲強化対策 イメージ】

当面の捕獲目標

シカ・イノシシの生息頭数を**令和10年度**までに半減し、**捕獲圧を維持**

シカ・イノシシ
生息頭数（万頭）



主に以下の3つの捕獲活動を連携し、総合的に推進することで、鳥獣管理対策のより一層の強化

指定管理鳥獣対策事業交付金（環境省）による捕獲 鳥獣保護管理法に基づく都道府県が行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）捕獲事業等を支援

鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）による捕獲 鳥獣被害防止特措法に基づく市町村が中心となった地域ぐるみで行う柵の設置や追払活動、捕獲活動等を支援

狩猟による捕獲
狩猟者による捕獲（※狩猟税の減免措置、鳥獣法の改正による取得年齢の引き下げ等で支援）

指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度予算 5,250百万円(200百万円)※】環境省
【令和7年度補正予算額 4,863百万円】

※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- ・指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- ①認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- ②指定管理鳥獣管理専門人材の配置(都道府県での専門人材雇用)
- ③緊急銃猟実施対応等実務者の育成(都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成)
- ④緊急銃猟実施対応等実務者の配置(都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用)
- ⑤危険鳥獣出没時の体制構築(出没対応訓練等)

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進
- ④ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ⑤ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

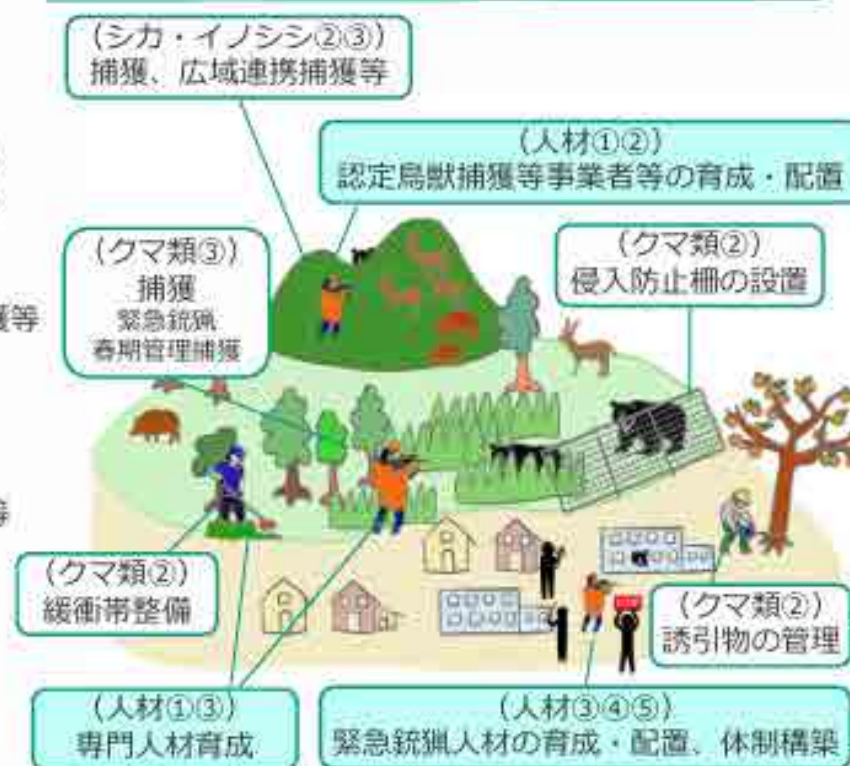
(3) クマ類総合対策事業

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②出没防止対策(誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等)
- ③クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県(一部市町村への間接補助)、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

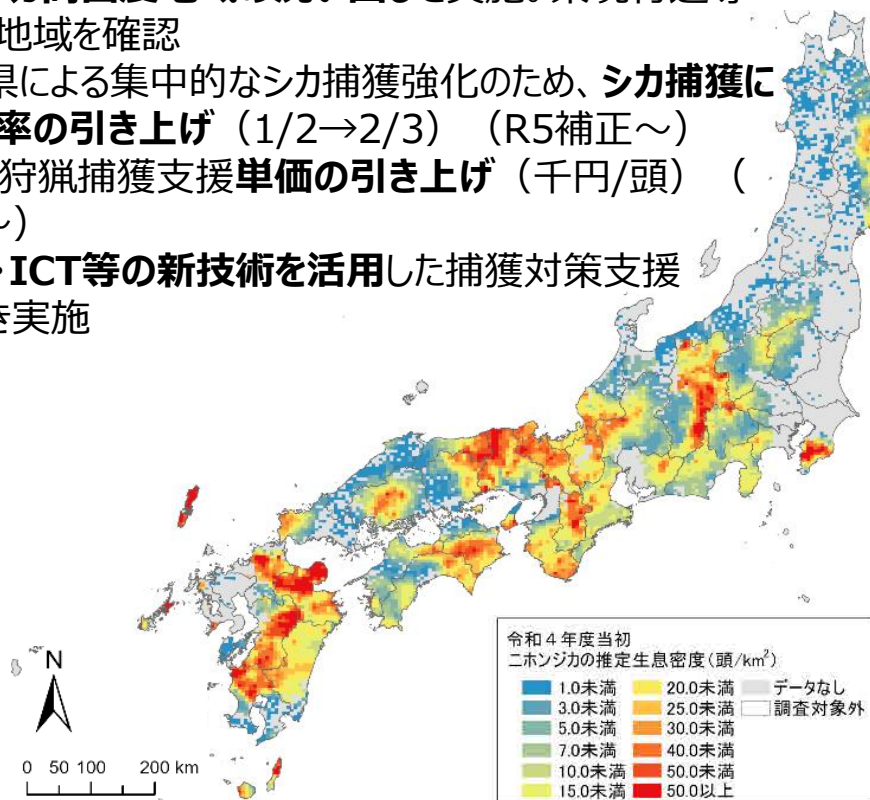
指定管理鳥獣対策事業交付金による捕獲対策の強化

- シカの個体数を効果的・効率的に減少させるため、**高密度地域の洗い出し**を実施※。
- 都道府県による**奥山等の高密度地域における集中的・広域的な捕獲等**に対する支援を拡充。

※本州以南のシカ密度分布図掲載URL https://www.env.go.jp/press/press_02936.html

【シカ高密度地域での集中捕獲】

- 環境省では、令和2年度から本州以南でシカ糞塊調査を実施し、**シカ高密度地域の洗い出し**を実施。県境付近等で高密度地域を確認
- 都道府県による集中的なシカ捕獲強化のため、**シカ捕獲に係る補助率の引き上げ**（1/2→2/3）（R5補正～）
- **雌ジカの狩猟捕獲支援単価の引き上げ**（千円/頭）（R5補正～）
- **ドローン・ICT等の新技術を活用した捕獲対策支援**も引き続き実施



【出典】環境省

【県境をまたぐ広域捕獲の推進】

- 都道府県による県境付近の広域捕獲の支援を拡充し、**県境をまたぐ広域捕獲**を強化（R4～）

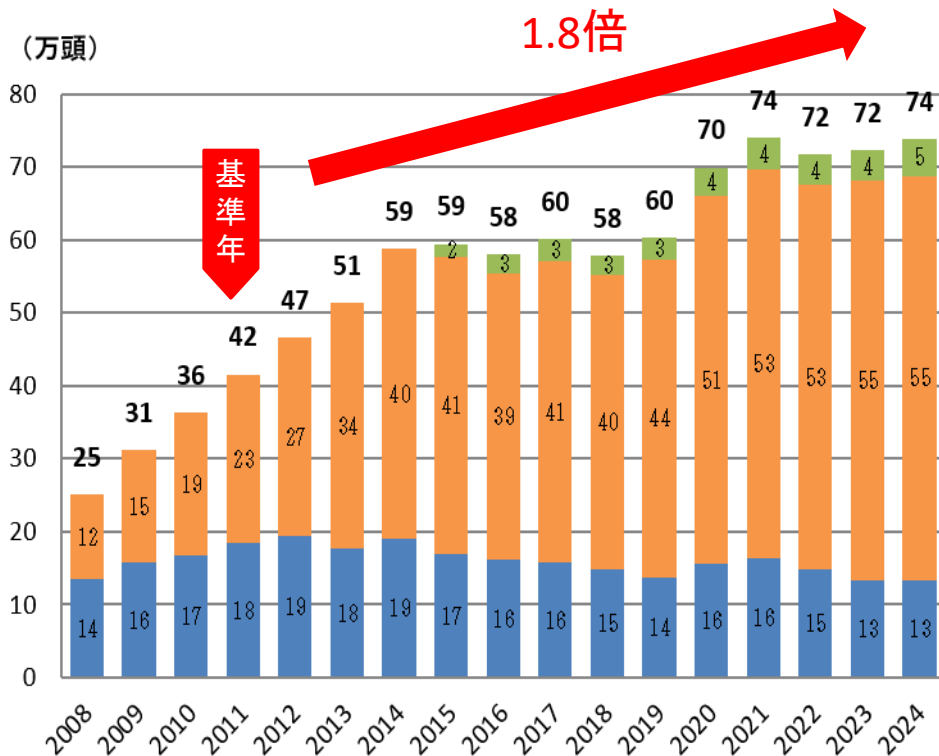
	地域	種類	開始年度
1	福島県・茨城県・栃木県	シカ	R1
2	福島県・栃木県	シカ	R4
3	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県	イノシシ	R4
4	兵庫県・鳥取県	シカ	R4
5	神奈川県・静岡県	シカ	R5
6	三重県・滋賀県	シカ	R5
7	徳島県・愛媛県	シカ	R5
8	宮崎県・鹿児島県	シカ	R6

ニホンジカ・イノシシの捕獲状況

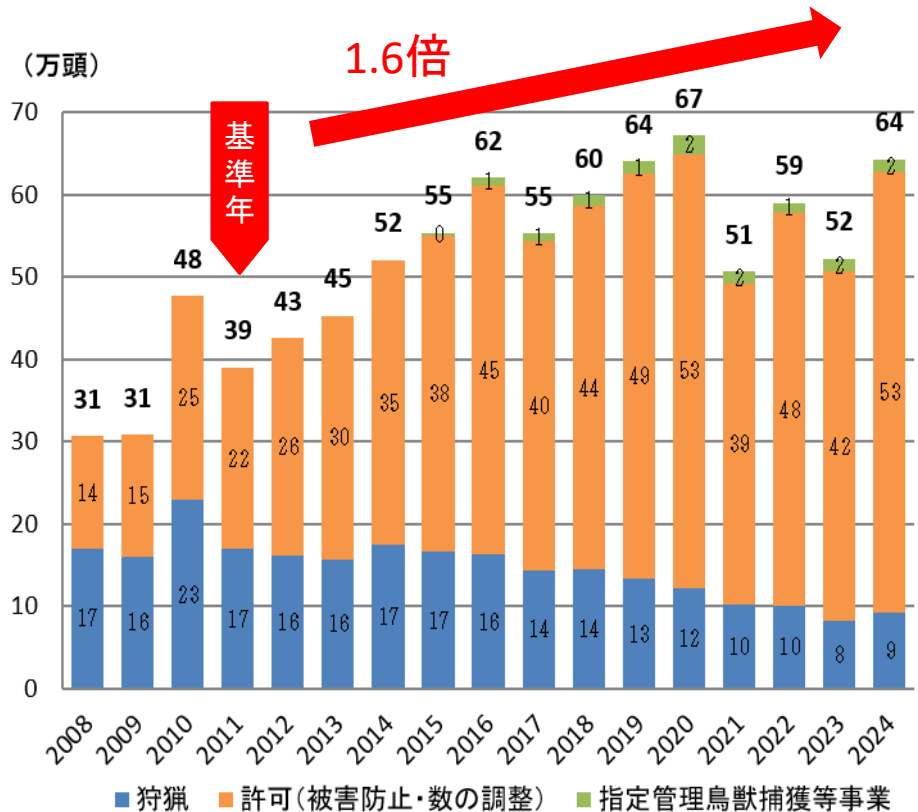
- ニホンジカの捕獲頭数は、近年70万頭前後で推移し、2011年から約1.8倍。2021年は過去最高を記録。
- イノシシの捕獲頭数は、2011年から約1.6倍。豚熱の影響等により 2021年には捕獲頭数が大きく減少したが、捕獲頭数は2021年以降増加している。
- 捕獲頭数に占める有害捕獲・個体数調整の割合は15年で約1/3から約3/4に増加

ニホンジカ・イノシシの捕獲数（捕獲種別）

ニホンジカ



イノシシ



※2022～2024年度の捕獲数は速報値となります。

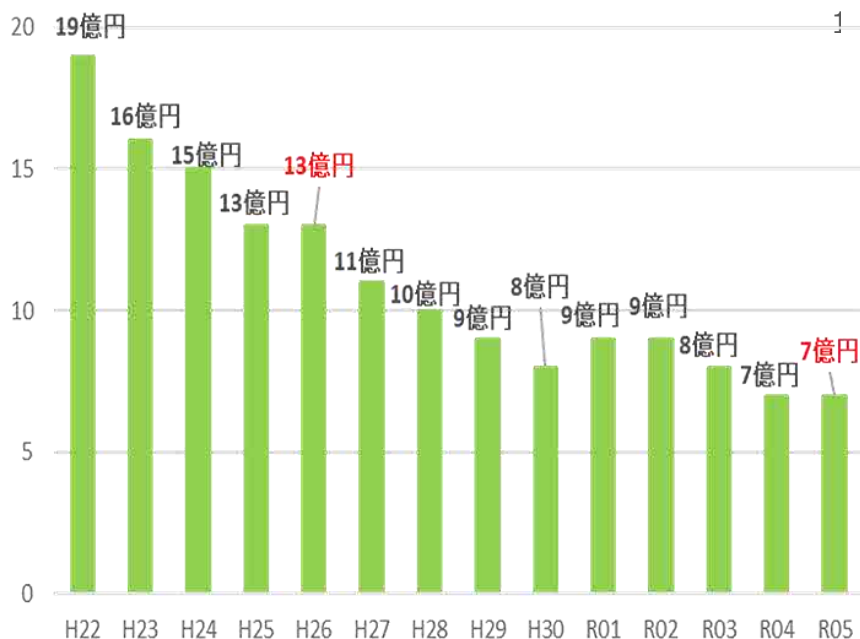
サルによる農作物被害の状況と今後の対策

- サルによる農作物被害の軽減に向け、平成26年4月に、環境省と農林水産省で、**サルの加害群※1の数を令和5年度までに半減**させる目標を設定。
- 比較可能な14府県※2の平成29年度及び令和4年度時点の特定計画等における**サルの加害群の数は微増**したが、追い払いや柵の設置等に加え、**加害性の高い群れ（加害レベル4及び5）の全頭捕獲や加害個体の捕獲を進め、農作物被害額は、平成26年度の13億円から令和5年度には7億円と約4割減少**。
- 今後は、**引き続き農作物被害の軽減を図るため、加害性の高い群れ（加害レベル4以上）を優先的に減少**させる。

※1 サルは群れ単位で行動するため、加害レベルに応じた群れ単位での対策が必要

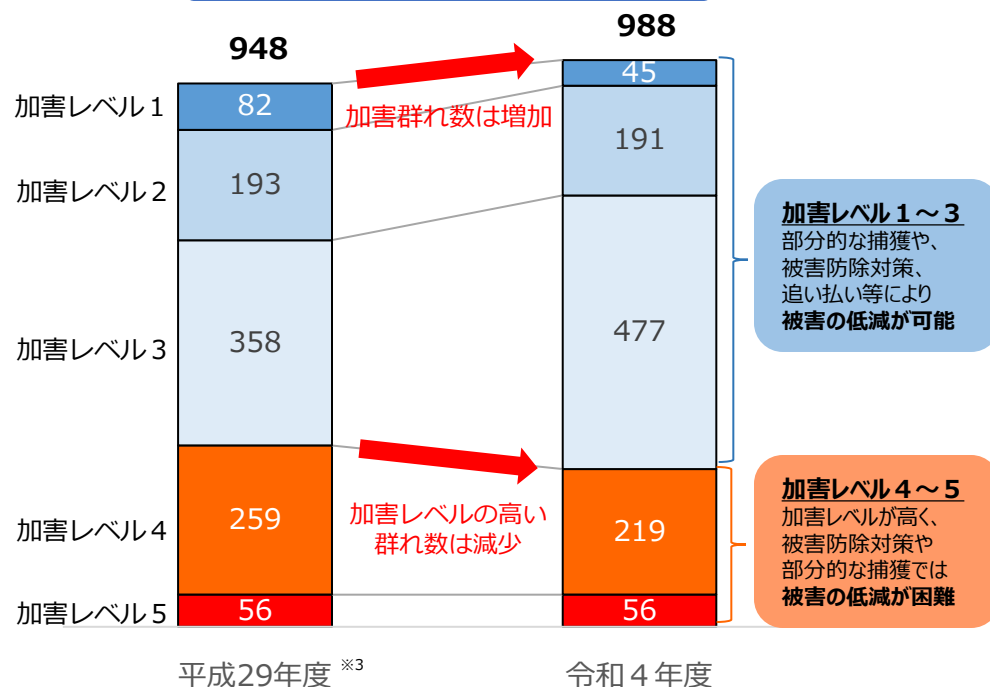
※2 青森、宮城、群馬、石川、福井、山梨、三重、滋賀、京都、兵庫、和歌山、岡山、山口、徳島

サルによる農作物被害額の推移



【出典】農林水産省

サルの加害群れ数



平成29年度※3

※3 兵庫は平成30年度の群れ数

令和4年度

【出典】環境省

ニホンザルの特定鳥獣保護・管理計画ガイドラインの改定について



- これまでの取組によって被害が軽減した地域も見られるが、ニホンザルの**生息数や分布域は増加・拡大傾向**にあり、依然として被害が発生している地域も見られる。
- このため、**特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）を改定**※し、都道府県による対策への技術支援を引き続き実施。

※令和6年5月31日に報道発表

【改定案のポイント】

1. 加害レベル4以上の群れの優先的な捕獲方針の明示

- **加害レベル4以上の群れについて、全頭捕獲を含め、優先的に捕獲を進める。**（ただし、管理を進める上で配慮が必要な地域においては配慮事項を踏まえて捕獲手法を検討・選択する。）

2. 捕獲実施の意思決定の簡略化

- 被害軽減を目的とした実効性のある計画的な捕獲を実施するため、4段階のモニタリングステップのうち、まずはステップ2（群れの位置・数・サイズ・加害レベルの把握）まで進めることを推奨。

3. 管理を進める上で配慮が必要な地域（※）（以下「要配慮地域」）の選定

- 被害軽減のために**積極的な個体群管理が可能な地域**（＝連続性が強固な地域）と**保護に配慮が必要な地域**（＝連続性が脆弱な地域）を都道府県が**判断する基準として、要配慮地域を選定。**

（※）要配慮地域…Enari et al.（2022）による解析結果を基に抽出した、個体群間の連続性が脆弱な地域。管理（捕獲）を進める上で、個体群の連続性と規模に配慮が必要な地域。